

就学援助(新入学学用品費)の入学前支給のお知らせ

魚津市では、平成 31 年4月に小・中学校に入学予定のお子様の保護者で、下記の要件に当てはまる方に対し、就学援助の新入学学用品費(ランドセル、制服等の購入費の一部)を入学前(1月)に支給します。

援助を希望される保護者は、平成 30 年 11 月 30 日まで申請してください。

1. 新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

(以下の全ての要件に該当する方)

- ①平成31年1月1日現在で魚津市に住所を有している世帯
(平成31年4月の入学前に魚津市外へ転出する方を除く)
- ②お子様が平成31年4月に小・中学校に入学予定の保護者
- ③平成30年11月30日までに「3. 申請の手続き (1) 提出先」へ申請書を提出された方
- ④魚津市教育委員会が定める基準(生活保護基準の1.2倍以下)より経済的に困窮している世帯(平成29年中の世帯収入が対象)

※参考

経済的に困窮している世帯とは、4人標準世帯(父35歳、母30歳、子9歳、4歳)で、前年の世帯総収入が約310万円以下のご家庭が対象になります。ただし、これは大体の目安です。世帯員数が同じでも、家族構成や年齢、住宅事情などにより違いがあります。

2. 支給額及び支給時期

(1) 支給額(お一人につき)

- | | |
|----------------------|----------|
| ①小学校入学予定のお子様 | 40,600 円 |
| ②中学校入学予定(小学校6年生)のお子様 | 47,400 円 |

(2) 支給時期 平成 31 年1月下旬

(3) 支給方法 保護者の指定口座に直接振り込みます。

裏面(次ページ)もご確認下さい



3. 申請の手続き

(1) 提出先

- ①魚津市教育委員会 学校教育課（魚津市北鬼江 313-2 市役所第一分庁舎2階）
- ②中学校へ入学予定(小学校6年生)のお子様が現在通われている魚津市立小学校

※魚津市立以外の中学校へ入学予定の場合や魚津市立以外の小学校に通学中の場合は、直接「魚津市教育委員会 学校教育課」へ申請して下さい

(2) 受付期間

平成 30 年 11 月 30 日(金)まで

(3) 申請に必要なもの

- ①平成 30 年度魚津市就学援助(新入学児童生徒学用品費事前支給)認定申請書
(申請書は、魚津市ホームページ又は学校教育課で入手できます。)

- ②平成 29 年分の収入がわかるもの(世帯全員分)

例)・平成 29 年分所得税の確定申告書の写し

・平成 30 年度市県民税所得課税証明書

・[給与・年金]平成 29 年分源泉徴収票の写し

など

- ③控除対象の証明書(該当する方のみ)

例)・賃貸契約書の写し(住居の家賃がわかるもの。社宅、借家などの方のみ)

・社会保険料控除証明書(源泉徴収票や確定申告書で表示されない方のみ)

・生命、地震保険料の支払額証明書(該当の保険に加入し、控除額が源泉徴

収票や確定申告書に表示されない方のみ)

など

4. 注意事項

- ・既に平成 30 年度就学援助の認定を受けている方でも、この入学前支給を希望される場合は申請が必要です。
- ・この新入学学用品費(入学前支給)以外の就学援助費については、4月入学後に改めて申請書のご提出をお願いします。(その場合、新入学学用品費の2重交付はありません)
- ・この入学前支給を申請されない場合でも、入学後に平成 30 年度就学援助費を申請し、4月から認定となった場合は、他の援助費と合わせて7月下旬に支給します。(ただし、31 年度の就学援助の認定基準は平成 30 年分の収入となりますので、30 年の収入が大きく増えた時は認められない場合があります。)
- ・生活保護を受給されている方は、生活保護費による対応となります。

5. 制度に関する問合せ先

魚津市教育委員会 学校教育課（電話:0765-23-1044）